

保総発第0328001号
保国発第0328002号
平成20年3月28日

都道府県・指定都市老人保健主管部（局）長 殿
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 殿
都道府県国民健康保険主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局総務課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

年金からの後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料（税）の徴収
に係る照会への対応について（依頼）

本年4月1日より後期高齢者医療制度が施行されますが、皆様方におかれましては、これまで後期高齢者医療制度の施行準備及び国民健康保険制度の改正に伴う準備に多大なご尽力を賜り、御礼申し上げます。引き続き、制度の円滑な実施にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度においては、年金から保険料（後期高齢者医療保険料又は国民健康保険料（税）のことをいう。以下同じ。）を徴収する仕組みが導入され、原則として、4月支払分の年金から徴収が開始されることになります。

この実施に当たり、後期高齢者医療においては、4月上旬に、対象となる被保険者に対して、広域連合名義で「仮徴収額決定通知書」を、市区町村名義で「特別徴収開始通知書」を送付していただくこととしており、また、国民健康保険においては、3月末から4月上旬までの間に、対象となる被保険者である世帯主に対して、市区町村名義で「仮徴収額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を送付していただくことになります。

一方、年金保険者からは、年金から徴収される保険料額を記載した年金振込通知書が、

4月上旬に、被保険者又は被保険者である世帯主（以下、単に「被保険者」という。）に送付され、その上で、4月15日の年金支払時に、保険料徴収後の年金が被保険者に対して支払われることとなります。

このため、これらの通知書が被保険者の手元に届き、続いて、保険料徴収後の年金の支払が行われた際に、被保険者の方々等から、広域連合や市区町村のみならず、年金保険者に対して、多数の照会が寄せられることが予想されます。

このうち、年金の額や支払方法等に関する照会については年金保険者が対応することとなりますが、年金から徴収される保険料の額や徴収方法等に関する照会については、決定主体である広域連合や市区町村において、責任を持って対応していただく必要があります。

こうした照会に対しては、言うまでもないことですが、分かりやすい説明や、きめ細かな相談を行うことにより、被保険者の方々等にご理解をいただくことが重要です。

つきましては、被保険者の方々等からの照会に対しては、下記の点に留意し、適切に対応していただくとともに、その旨、貴管内市区町村に対し、指導・助言のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、年金保険者又は国に対して、保険料の額や徴収方法に関する照会が寄せられた場合には、被保険者の方々等の身近な相談窓口であり、かつ、後期高齢者医療及び国民健康保険の共通の窓口となる市区町村へ照会していただくよう、回答することとしておりますので、ご了承ください。なお、典型的な応答例につきましては、近日中に送付する予定です。

記

I 市区町村内の対応体制の整備について

- 1 保険料の年金からの徴収に関する照会があった際の担当窓口などについて、介護保険担当部署も含め、市区町村内において十分な情報共有を図り、対応体制の整備に努めること。
- 2 市区町村内の対応者間において、事前に制度内容の情報を共有する等の準備を行うこと。

II 個々の対応の際の留意事項について

- 1 照会を受けた部署において、責任を持って対応し、いたずらに他の部署に回すことは厳に慎むこと。
- 2 他の主体若しくは他の部署の責任にする又は全く回答しない等の対応を避け、できる限り制度の趣旨等について理解を得られるよう説明を行うこと。

(適切でない応対例)

- ・「年金天引きは年金の問題なので、社会保険庁に聞いてください」
- ・「保険料については、広域連合が賦課しているので、こちら（市区町村）に聞かれても分からない」
- ・「そもそも年金天引きの制度を作ったのは国なので、制度の趣旨や仕組みについては厚生労働省に聞いてください」 など

3 分かりやすい説明、きめ細かな相談に心がけ、丁寧に対応すること。

4 特に、年金と保険料との関係については、次の事項について十分に説明し、被保険者の方々等の理解を得られるようにすること。

① 年金から保険料を支払っていただくということは、年金保険者が年金受給者に対して幾らの額の年金を支払うかという問題ではなく、あくまでも、後期高齢者医療（又は国民健康保険）において、保険料をどういう方法で支払っていただくかという問題であること。

② 後期高齢者医療（又は国民健康保険）においては、被保険者の方々に、それぞれの負担能力（所得）に応じて、公平に、保険料を負担していただく仕組みであり、また、保険料は年金だけで決まるわけではなく、他の所得も含めた全体の所得に応じて決められるものであり、皆、何らかの方法で、保険料を支払っていただく必要があること。

したがって、年金から保険料を支払うこととならない方であっても、保険料を納付する義務があり、納付書や口座振替等により、個別に保険料を支払っていただくなければならないものであること。

③ 保険料の年金からの徴収は、高齢者の皆様に個別に金融機関の窓口でお支払いいただく等の手間をおかけしないようにするとともに、保険料を確実に納めていただくことによって、助け合いの仕組みである保険に加入する他の方々の保険料について、負担が増すことのないようにすることを趣旨とするものであること。

5 特別徴収を4月に導入しない市区町村においては、その理由や導入時期等について、被保険者の方々等に十分な説明を行うこと。国民健康保険においては、「被保険者数が少ない」、「すでに徴収率が十分高い」などを理由に特別徴収を導入しないことができることとされており、また、「2年以内にシステムの大規模改修を予定しているため、その際にあわせて導入すること」などを認めているため、該当市区町村においては、明確な説明を行うこと。

6 特別徴収の対象者の決定基準に関する照会に対しては、「年金額が18万円以上であること」及び「介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えないこと」のほか、各市区町村における特別徴収の対象者の決定基準について丁寧な説明を行うこと。た

例えば、後期高齢者医療においては、「平成20年4月、6月、8月の特別徴収においては、被用者保険に加入していた方」、国民健康保険においては、「口座振替による納付を滞納無く続けていて、今後も確実な収納が見込める方」や「75歳になる年度の保険料の徴収について、切り替え手続きに手間がかかるため、普通徴収の方法によるほうが、徴収事務を円滑に遂行できると判断した方」については特別徴収の対象外であるなど、該当市区町村においては丁寧でわかりやすい説明を行うこと。